

## 佐野市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐野市の新庁舎を建設するに当たり、その建設施工者（以下「新庁舎施工者」という。）の選定手法等を検討するため、佐野市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 新庁舎施工者の選定手法に関すること。
- (2) 新庁舎建設工事の発注方法に関すること。
- (3) 入札公告（案）の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、前項の規定による調査及び検討の結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 副市長のうち、市長が指定する者
- (3) 都市建設部長
- (4) 都市建設部次長

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条の規定による報告を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部新庁舎建設課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年12月26日から施行する。